

商産第187号
令和4年4月26日

新型コロナウイルス感染症の影響に係る
経済対策関係団体会議構成員 御中

沖縄県商工労働部長
(公印省略)

「感染拡大を抑制し社会経済活動を継続するための対策期間（沖縄県対処方針）」の策定
及びワクチン接種促進のための環境整備について（周知依頼）

県では、令和4年4月29日～5月22日までを「感染拡大を抑制し社会経済活動を継続するための対策期間」として対処方針を策定しました。

今後の感染拡大を抑えるためには、ゴールデンウィーク期間中における感染防止対策を徹底することが重要であり、重症化リスクの高い高齢者との面会を控えることや、会食は4人以下・2時間以内とし、感染防止対策認証店の利用をお願いいたします。

また、同対処方針では、事業者の皆様へ「職場でワクチン接種を勧奨すること（接種しやすい環境の整備等）」の取組を要請しております。

ワクチン接種を希望する従業員の方々が安心して接種を受けられるよう、接種後に副反応が発生した場合の休暇制度の整備、接種時間に労務から離れるなどを認めるなど、柔軟な勤務時間の取扱いについてもご検討をお願いいたします。

貴団体におかれましては、引き続き、下記の取組にご理解とご協力を賜るとともに、貴会員・事業者等に同対処方針と併せ周知して頂けますようお願いいたします。

記

- 1 ワクチン接種や、接種後に副反応が発生した場合の療養などに活用できる休暇制度を新設することをご検討ください。
- 2 特段のペナルティなく労働者の中抜け（ワクチン接種の時間につき、労働から離れるなどを認め、その分終業時刻の繰り下げを行うことなど）や出勤みなし（ワクチン接種の時間につき、労働から離れるなどを認めた上で、その時間は通常どおり労働したものとして取り扱うこと）を認めることをご検討ください。

新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）抜粋

令和4年3月31日時点版

＜ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱い＞

問 20 自社に勤める労働者が新型コロナワクチンの接種を安心して受けられるよう、新型コロナワクチンの接種や接種後に発熱などの症状が出た場合のために、特別の休暇制度を設けたり、既存の病気休暇や失効年休積立制度を活用したりできるようにするほか、勤務時間中の抜けを認め、その時間分終業時刻を後ろ倒しにすることや、ワクチン接種に要した時間も出勤したものとして取り扱うといった対応を考えています。どういった点に留意が必要でしょうか。

【答】

職場における感染防止対策の観点からも、労働者の方が安心して新型コロナワクチンの接種を受けられるよう、ワクチンの接種や、接種後に労働者が体調を崩した場合などに活用できる休暇制度等を設けていただくなどの対応は望ましいものです。

また、①ワクチン接種や、接種後に副反応が発生した場合の療養などの場面に活用できる休暇制度を新設することや、既存の病気休暇や失効年休積立制度（失効した年次有給休暇を積み立てて、病気で療養する場合等に使えるようとする制度）等をこれらの場面にも活用できるよう見直すこと、②特段のペナルティなく労働者の中抜け（ワクチン接種の時間につき、労務から離れることを認め、その分終業時刻の繰り下げを行うことなど）や出勤みなし（ワクチン接種の時間につき、労務から離れることを認めた上で、その時間は通常どおり労働したものとして取り扱うこと）を認めることなどは、労働者が任意に利用できるものである限り、ワクチン接種を受けやすい環境の整備に適うものであり、一般的には、労働者にとって不利益なものではなく、合理的であると考えられることから、就業規則の変更を伴う場合であっても、変更後の就業規則を周知することで効力が発生するものと考えられます（※）。

こうした対応に当たっては、新型コロナワクチンの接種を希望する労働者にとって活用しやすいものになるよう、労働者の希望や意向も踏まえて御検討いただくことが重要です。

※ 常時10人以上の労働者を使用する事業場の場合、就業規則の変更手続も必要です。